

平成 24 年 2 月 13 日

各 位

会社名 鳥越製粉株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 鳥越 徹
(コード番号 2009 東証第 1 部、福証)
問合せ先 取締役専務執行役員 林 正幸
(TEL 092-477-7110)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 2 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 3 月 29 日開催予定の第 77 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

当社の経営体制および取締役会の運営の柔軟性を確保するため、代表取締役および役付取締役に関する規定、ならびに取締役会の招集権者および議長に関する規定について変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 22 条 (条文省略)	第 1 条～第 22 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名および取締役社長 1 名を選定することができる。取締役会長および取締役社長は、各自当社を代表する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって必要があるときは、取締役名誉会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ 1 名または若干名定めることができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長または取締役社長がこれを招集し、取締役会の同意を得て、そのいずれかが議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 26 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>必要があるときは、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、</u>および常務取締役をそれぞれ 1 名または若干名定めることができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 26 条～第 48 条 (現行どおり)</p>

3 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 24 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 24 年 3 月 29 日

以上